

長野県宿泊税のご案内 長野県内に宿泊される皆さまへ

長野県では、令和8年6月1日より県内宿泊施設に泊まる方を対象に「宿泊税」を導入いたしました。暮らす人にも、訪れる人にも心地よい観光地を目指し、観光資源の充実や旅行者の受入環境整備などの観光振興施策に宿泊税を活用します。

税額は宿泊料金が1人1泊当たり 6,000 円以上の場合、1 人1泊につき 200 円です。
ただし、制度開始3年間(令和 8 年 6 月 1 日～令和 11 年 5 月 31 日)に限りこの税額が適用され、令和11年6月1日以降は1人1泊につき300円となります。

なお、独自に宿泊税を課税する松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村においては税額が異なる場合があります。詳細については各市町村のホームページでご確認ください。

長野県宿泊税の詳細については、長野県のホームページで「長野県宿泊税」と検索してください。